熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化(変形労働時間制)



対象期間外

- 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合においては、週休2日制における達成の判断を柔軟化。
- 1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制工事の対象期間外とする。

■1年単位の変形労働時間制とは(労働基準法第32条の4)

労使協定を締結することにより、1箇月を超える1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度



天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用した場合、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日制丁事の対象期間外とする。

できる制度

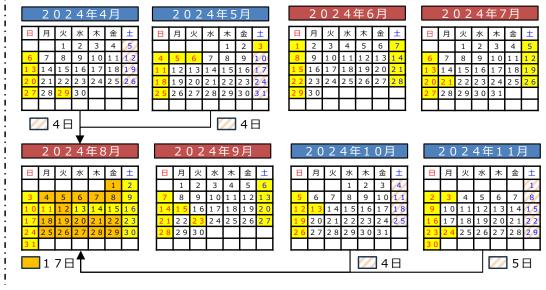
■変形労働時間制適用例

 凡例2 2024年●月 対象期間 2024年●月

(例1) 比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の金曜日等を閉所

2024年4月
2024年5月
日月 火 水 木 盒 土 日月 火 水 木 盒 土 日月 火 水 木 盒 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 1 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 2

(例2)比較的暑くない時期の土曜日を作業日とし、猛暑期間の8月を閉所



上記の例では1週40時間または1日8時間を超える労働時間が設定されている4月・5月・10月・11月を週休2日の対象期間外とする

熱中症対策等に資する制度運用の柔軟化(工期の延長変更)



- 令和5年度より、「天候等による作業不能日」として、猛暑日日数(年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数 換算し、5か年分を平均したもの)を雨休率に加味し、工期(官積算)を設定。
- 天候等を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日(猛暑日日数)」



年毎にWBGT値31以上の合計時間を日数換算し、5か年分を平均したものを猛暑日日数として、雨休率に加味。



■実態に応じた工期変更等

実際のWBGT値の時間数に関わらず、
猛暑を理由に、官積算で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、実態に応じて工期変更を行うほか、工期延長日数に応じて精算。

■特記仕様書記載例

第〇条 工期

1. 工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から令和〇〇年〇月〇日までとする。 なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日 を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

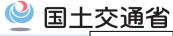
①進備期間	○日間
②後片付け期間	〇日間
③雨休率(実働工期日数に休日と天候等による作業不能日を見込	0. 0
むための係数 実働日数×係数)	
④地元調整等による工事不可期間	○日間
令和○年○月○日から令和○年○月○日	
⑤ · · ·	
⑥ ···	

- ※雨休率を算出した際の日換算した年間の「天候等による作業不能日」は以下の通りである。 (当該工事の作業不能日ではない。)
 - イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日:○○日間
 - □) 8 時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数:○○日間 (少数第1位を四捨五入し整数止めし日数換算した日数)

過去5か年(20○○年~20○○年)の気象庁(○○観測所)及環境省(○○地点)の データより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

- 2. 著しい悪天候や気象状況により、工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 3.後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

熱中症対策等に資する現場環境の改善費用の充実



エ 事

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費 (現場環境改善費)、経口補水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費(真夏日の日数に応じて補正)にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更(延長)を行い、 工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」(率計上)から避暑(熱中症対策)・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・ 防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費(現場環境改善費) >

率計上費目	実施する内容(率計上分)				
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他			
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化	他			
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. <u>避暑(熱中症対策)・避寒対策</u>				
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他			
※計上費目4項目から5つ選択(1項目重複)					

今後 ———		
率計上費目	実施する内容(率計上分)	
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇	他
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舎の快適化	他
現場環境改善 (安全関係)	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 []	
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板	他
*	計上費目4項目から5つ選択(1項目	重複)

積み上げ計上費目(精算時の設計変更対象)

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用 については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計 上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

【宇都宮国道】熱中症対策等に資する猛暑を避けた工事発注

- ・猛暑による作業環境などが影響し、業界の魅力低下、ひいては働き方改革・担い手確保について懸念。
- 建設業協会より猛暑の現場作業が若手リクルートの障害との問題提起と官民挙げた猛暑対策について強い要望。

(令和6年12月「栃木県建設業協会との意見交換会」)

試行工事では、下記の取り組みも実施

(3D起工測量、路面切削半自動)

①夜間施工を昼間施工に変更

②ICT施工を実施



宇都宮国道では舗装工事において、猛暑期間(7月~8月)に現場作業を休工(内業または準備期間)する取り組みを試行的に実施。

※ R5~6年度の舗装工事にて受発注者間協議のもと2件実施

<猛暑期間を避けた舗装工事のイメージ>

	3月	4月	5 月	6 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全体	★契約								*	検査 ★st	払い
ΑI区	準何	備等	舗装工事								
ВІ区					準備等		舗	長工事	片付		
							₩ ₽ ±				

~現場(受注者、作業者)の声~

・会社: <a>: 猛暑期間を避けることにより、、<a>社員の健康管理や働き方改革に寄与。

·会社:猛暑期間の現場管理が必要ないため、会社の社員旅行を秋から7月に変更し全員参加が出来た。

・作業者:作業員の高齢化により、猛暑期間を避けることは<u>心身ともに非常に良い取り組み。</u>

・作業者:繁忙期を避けるなど夏休み取得時期の自由度が広がった(従来はお盆シーズンのみ)。

〇その他のメリット

- ・猛暑期間を避けて施工(舗装温度50度以下で交通開放)することで、舗装の品質管理にも寄与。
- ▶ 取組み実施に当たって、宇都宮国道では原則、以下を特記仕様書に明示。
- 「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間(7~8月)の現場施工を回避することについて、 監督職員と協議を行うことができる。」
- ▶ 令和7年6月現在、特記記載の契約済み16工事中6工事において、受注者が猛暑期間を回避する取り組みを実施(予定含む)。